

デジタル証券（セキュリティトークン）市場拡大促進事業補助金 よくある質問 Q&A

【補助対象事業・補助対象者について】

Q1 交付決定前に開始した事業は補助対象とならないのか。

A1 交付決定前に開始した事業は補助対象となりません。
契約や支払いを含め、補助対象事業は、必ず交付決定後に開始するようにしてください。

Q2 補助対象事業者の「セキュリティトークンを発行する事業者」とは誰か。

A2 例えば、社債の発行体、受益証券発行信託の委託者など、セキュリティトークンの発行を実質的に企画・指図している事業者等を想定しておりますが、様々なスキームでの発行が考えられるため、具体的には個別案件ごとに実態に即して判断いたします。

Q3 補助対象事業者以外が負担する経費は補助対象とならないのか。

A3 募集要領7（4）に記載のとおり、補助対象経費は、補助対象事業者（セキュリティトークンを発行する事業者）本人の現金又は預金等から支払いを行ってください。

Q4 「スタートアップ」の定義について、「大企業が実質的に経営に参画している場合」とはどのような場合か。

A4 「大企業」は、中小企業基本法における「中小企業者」よりも規模の大きい企業を指します。また、「実質的に経営に参画している場合」とは、例えば、大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合、大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合、役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合など、いわゆる「みなし大企業」と言われるような、大企業が実質的に経営を支配している場合を想定しています。

Q5 令和5年度の「デジタル証券（セキュリティトークン）発行支援事業補助金」又は令和6年度の「デジタル証券（セキュリティトークン）市場拡大促進事業補助金」に採択された事業者が申請することは可能か。

A5 可能です。ただし、審査において、過年度とスキームや販売先等が異なるなど、継続して都が支援することで、更なる市場拡大等への寄与が十分に期待できるかどうかを評価します。

なお、募集要領「4 補助金額」に規定しているとおり、令和5年度補助対象事業者

又は令和6年度補助対象事業者には、スキーム、商品設計、販売方法等を踏まえ、令和5年度補助対象者又は令和6年度補助対象事業者が実施した補助対象事業の実質的な発行者等であると都が認める者も含まれます。

Q6 本補助金の募集要領において、「4 補助金額」や「7（2）③ その他」に記載のある「実質的な発行者等」とは何か。

A6 例えば、受益証券発行信託におけるオリジネーターが同一である場合など、形式上は発行者が異なる場合でも、セキュリティトークンの発行を実質的に企画・指図している事業者が同じである場合等を想定しておりますが、様々なスキームでの発行が考えられるため、具体的には個別案件ごとに実態に即して判断いたします。

Q7 交付決定後、発行が延期となった場合、補助対象となるか。

A7 変更内容について都に報告を行い、必要に応じて、変更承認申請書（第7号様式）を提出してください。変更内容が承認された場合、補助対象となります。

Q8 交付決定後、補助対象事業であることを公表又は第三者へ伝達して良いか。

A8 募集要領「8 その他」に規定しているとおり、原則として、補助対象事業の払込金額等の払込が完了し、かつ、都が公表するまでは、補助金の交付決定を受けた事実を対外的に公表・伝達しないでください。

【重点分野について】

Q9 重点分野はどのように認定するのか。

A9 重点分野の認定は、審査会での審査を経た上で都が決定します。審査会では、募集要領「7（2）②審査の視点」のうち、「ア 先進性」及び「イ 社会的意義」において、重点分野への貢献等を審査します。

Q10 重点分野として認定されるための形式的な要件はあるか。

A10 申請時の形式的な要件は設けておりませんが、重点分野である「イノベーション創出・社会課題解決に向けて、個人に新たな投資機会を提供するもの」及び「デジタル技術を駆使して個人に新たな投資体験を提供するもの」に全く合致しないもの、例えば、個人向けにデジタル証券を発行しないものなどは、重点分野に認定される可能性は低いと考えております。

なお、重点分野認定に当たって、内容に応じて、条件を付す場合があります。

（条件例）

・（SDGs 債へ個人が小口投資できる案件の場合）国際資本市場協会等が公表する

SDGs 債発行に係る原則・ガイドラインと適合している旨の第三者評価認証を得ること。

- ・(スタートアップへ個人が小口投資できる案件の場合) ファンド組合契約書等により、スタートアップへ投資することを明確にすること。

Q11 重点分野として申請しなくても、重点分野に認定されることはあるのか。

A11 重点分野として申請がない場合は、重点分野に認定することはありません。

必ず、申請書において該当する重点分野へのチェックと必要事項の記載をお願いします。

Q12 重点分野に認定されなかった場合でも、重点分野ではない通常案件として採択される可能性はあるのか。

A12 重点分野で申請し、重点分野に認められなかった場合でも、所定の採択基準を超えるものについては、通常案件として、補助上限額 500 万円の範囲で採択します。

Q13 令和5年度補助対象事業者又は令和6年度補助対象事業者が申請し、重点分野の案件として採択された場合の補助上限額はいくらか。

A13 補助上限額は 300 万円になります。

【補助対象経費・補助金額について】

Q14 補助対象経費のうち、プラットフォーム利用料について、月額払いの契約になるが、補助対象となるのか。

A14 令和8年3月31日までにお支払いされたものは対象となりますが、令和8年4月1日以降にお支払いされたものは対象外となります。

Q15 補助額の計算について、千円未満の端数を切り捨てるのは、経費区分ごとに切り捨てるのか、合計額を切り捨てるのか、どちらか。

A15 経費区分ごとに切り捨ててください。

(例)

補助対象経費

(1) プラットフォーム利用料：1,001,000 円

(2) 専門家等への相談経費：1,001,000 円

合計：2,002,000 円

補助金申請額(経費区分ごとに補助率(2分の1)を乗じ、千円未満の端数を切り捨て)

(1) プラットフォーム利用料：500,000 円

(2) 専門家等への相談経費 : 500,000 円
合計 : 1,000,000 円